

## 吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2020 年 1 月 24 日

古河電気工業株式会社

## 吸收分割に係る事前開示書面

2020年1月24日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



古河電気工業株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が新たに設立した完全子会社である Daishin P&T 株式会社（以下「承継会社」という。）との間で、2020年3月2日を効力発生日として、当社が行っている銅管、銅管部品および銅板の開発、製造および販売に関する事業（但し、当社の日光事業所が営む事業を除きます。）を承継会社に承継させる吸收分割（以下、「本件分割」という。）をいたします。

本件分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は次のとおりです。

### 1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別添1のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本件分割に際し、普通株式9,999株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、本件分割の前後で当社の純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および承継会社が協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとします。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 資本金の増加額   | 0円 |
| (2) 資本準備金の増加額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の増加額 | 0円 |

上記金額は、本件分割後の承継会社における機動的な資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しています。

### 3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日（2019年12月2日）時点の貸借対照表は、次のとおりです。

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金および預金	10,000	純資産の部	
		資本金	5,000
		資本準備金	5,000
資産合計	10,000	負債純資産合計	10,000

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時決算報告書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2019年9月26日開催の取締役会において、当社および当社の完全子会

社である古河マグネットワイヤ株式会社が行っている太物巻線およびポリイミドチューブの開発、製造および販売に関する事業、ならびに、当社の完全子会社である FE Magnet Wire (Malaysia) Sdn. Bhd.が発行する全株式および Essex Furukawa Magnet Wire Europe GmbH の発行済株式総数のうち当社が保有する持分の全てを、当社の完全子会社である Furukawa Electric Magnet Wire America, Inc.経由で Superior Essex Holding Corp.との合弁会社である Essex Furukawa Magnet Wire LLC に譲渡することを決議し、また、これに関連する Contribution Agreement を 2019 年 12 月 17 日付で締結しております。

また、当社は、2019 年 12 月 19 日開催の取締役会において、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、当社の連結子会社である古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社（以下、「FFBS」という。）を吸収分割会社とする吸収分割を行い、FFBS のグループ・ファイナンスならびに経理および資材調達に関する事業等を承継することを決議しました。

## 5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

### (1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 469,013 百万円、負債の額は 304,937 百万円、純資産の額は 164,075 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

### (2) 承継会社における当社から承継された債務（当社が本件分割により承継会社に承継させる債務に限る。）の履行の見込みについて

本件分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、本件分割により承継会社が当社から承継する資産の額は 2,274 百万円、負債の額は 0 百万円となる見込みです。

これらの点等に鑑みて、承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



## 吸收分割契約書

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）及びDaishin P&T 株式会社（以下「乙」という。）は、甲が銅管、銅管部品及び銅板の開発、製造及び販売に関する事業（但し、甲の日光事業所が営む事業を除き、以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸收分割）

本契約の規定に従って、甲は、吸收分割の方法により、甲が本事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸收分割会社

商号：古河電気工業株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

#### （乙）吸收分割承継会社

商号：Daishin P&T 株式会社

住所：兵庫県尼崎市道意町七丁目六番地

### 第3条（本吸收分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸收分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。
4. 乙は、第1条及び第1項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他の負担をした

ときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

#### 第4条（本吸收分割に際して発行する株式及びその割当て）

乙は、本吸收分割に際して、承継対象権利義務に代わり、普通株式9,999株を発行し、そのすべてを甲に対して割当交付する。

#### 第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸收分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の増加額	0円
(2) 資本準備金の増加額	0円
(3) その他資本剰余金の増加額	会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額及び資本準備金の額の総額を控除した額
(4) 利益準備金の増加額	0円

#### 第6条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年3月2日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

#### 第8条（本吸收分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸收分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

#### 第9条（本吸收分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸收分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸收分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号  
古河電気工業株式会社  
代表取締役社長 小林 敬一



2020年1月23日

乙： 兵庫県尼崎市道意町七丁目六番地  
Daishin P&T 株式会社  
代表取締役 西澤 武史



## 別紙

### 承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）における次に定める甲の権利義務とする。

#### 1. 承継資産（但し、下記2の承継しない資産を除く。）

基準時において甲が所有又は保有する以下の資産

- (1) 現預金 0円
- (2) 本事業にのみ関連する棚卸資産（製品、商品、仕掛品、原材料、貯蔵品を含む。）
- (3) 別添1(3)「承継機械装置・設備」に掲げる機械装置・設備その他資産
- (4) 上記1(2)及び1(3)記載の動産以外の、本事業にのみ関連する工具、オフィス設備、コンピューター・ハードウェアその他の動産
- (5) 奥村金属株式会社の発行済株式のすべて
- (6) 別添1(6)「承継知的財産権」に掲げる知的財産権
- (7) 上記1(6)記載の知的財産権以外の、本事業にのみ関連する知的財産〔（ノウハウを含むが、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにドメイン名を除く。）〕
- (8) 本事業にのみ関連するソフトウェア
- (9) 本事業にのみ関連する許認可のうち承継可能なもの
- (10) 本事業にのみ関連する顧客台帳及び顧客情報その他の書類、記録及び情報（但し、承継しない資産に関連する書類、記録及び情報を除く。）
- (11) 下記5記載の承継契約に係る権利

#### 2. 承継しない資産

上記1にかかわらず、以下の資産は甲から乙に対して承継されない。

- (1) 上記1(1)の金額を超える現預金
- (2) 売掛債権、受取手形その他の第三者に対する債権
- (3) 不動産及びその付着物
- (4) 社印、組織関係書類、議事録、納税申告書、帳簿その他の甲の会社組織に関連する書類、記録及び情報並びに適用法令によって甲が乙に開示若しくは移転することが禁止されている、又は適用法令によって甲が保持することが義務付けられている書類、記録及び情報
- (5) 本効力発生日までの期間に係る前払費用
- (6) 甲とCTJホールディングス2合同会社との間の2019年9月27日付株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」という。）又は本株式譲渡契約に基づき甲が締結することが予定されている各契約（以下「本付随契約」という。）によって生じる権利
- (7) 甲の保有するFurukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.の株式
- (8) 税務上の還付金
- (9) 下記5記載の承継契約以外の契約に係る権利

#### 3. 承継債務（但し、下記4の承継しない債務を除く。）

基準時において甲が負う以下の債務

- (1) 本効力発生日前に設計、製造又は販売された本事業に関連する製品に関して、顧客に対して負担する債務（潜在債務を含む。）
- (2) 下記5記載の承継契約に係る債務
- (3) その他、本事業に関して本効力発生日前の事由に関連して生じる一切の責任及び債務（上記1記載の承継資産に関連する債務（環境法令に基づく責任及び債務並びに潜在的な責任及び債務を含む。）を含むが、上記2に定める資産を含む本吸収分割により承継しない資産に関連する債務（環境法令に基づく責任及び債務並びに潜在的な責任及び債務を含む。）及び雇用契約に関連して生じる一切の責任及び債務を除く。）

#### 4. 承継しない債務

上記3にかかわらず、乙は、以下の債務を引き受けず、また負担しない。

- (1) 買掛金、支払手形、未払金及び未払費用
- (2) 適用法令に基づき甲が支払義務を負う租税債務

- (3) 本株式譲渡契約及び本付随契約によって生じる義務及び債務
- (4) 承継しない資産に関する債務（環境法令に基づく責任及び債務並びに潜在的な責任及び債務を含む。）
- (5) 雇用契約に関する債務

#### 5. 承継契約

甲が第三者と締結している別添5「承継契約」に掲げる契約における甲の契約上の地位及び当該契約に基づく甲の一切の権利義務。なお、雇用契約は承継されない。

